

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 3 6

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 令和8年度版長野市高齢者サービスガイドに掲載する介護保険サービス事業所一覧の確認について（依頼）
- 要介護・要支援認定申請書の様式の変更について
- 令和8年4月開催 介護予防教室・介護者教室について
- 長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金交付要綱の制定について
- 介護用等ポータブルトイレの処理袋の処理方法について
- 在宅医療廃棄物の処理方法について
- 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等について
- 長野県福祉人材センターが実施する令和8年度研修のご案内について
- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- 要介護・要支援認定者状況（令和8年2月末日現在）
- 介護保険最新情報について

令和8年度版長野市高齢者サービスガイドに掲載する介護保険サービス事業所一覧の確認について（依頼）

長野市では毎年、市民の皆様に本市の高齢者施策や介護保険制度についてご理解いただくため、「長野市高齢者サービスガイド」を作成しています。

令和8年度版についても、例年と同様に令和8年4月1日現在として介護保険事業所一覧を掲載する予定です。

については、「介護保険事業所一覧」【別紙1】の記載内容をご確認いただき、修正箇所がある場合は、「介護保険事業所一覧記載事項変更票」【別紙2】により介護保険課給付担当までFAXまたはEメールで送付いただきますようお願いいたします。

なお、「介護保険事業所一覧」【別紙1】は、令和8年3月12日頃までに高齢者活躍支援課および地域包括ケア推進課に提出いただいた内容を基に、令和8年4月1日時点の情報を掲載しています。

1 送付先 介護保険課給付担当 FAX：026-224-8694
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

2 提出期限 **令和8年4月3日(金)**
「介護保険事業所一覧記載事項変更票」【別紙2】を送付してください。

3 その他

- ・「長野市高齢者サービスガイド」は、令和8年4月1日時点の指定内容をもとに掲載します。内容に誤りがある場合はお知らせください。期間が短く申し訳ありませんが、御協力をお願いいたします。
- ・「長野市高齢者サービスガイド」に掲載するための変更票となるので、高齢者活躍支援課および地域包括ケア推進課に提出いただく事業者の指定内容変更届とは別の様式となります。
- ・令和8年度版高齢者サービスガイドの配布は5月上旬を予定しています。配布時期が決まりましたらフレッシュ情報でお知らせいたします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871

要介護・要支援認定申請書の様式の変更について

令和8年4月1日（水）より、国の通知に基づき申請書の様式を一部変更いたします。

今回の変更は、将来的な「介護情報基盤」の運用を見据えたもので、申請書下部の署名欄の内容が新しくなります。なお、長野市においては現在システムの標準化を進めている段階であり、直ちにこの基盤を活用したサービスが開始されるものではありません。サービスの開始時期につきましては、詳細が決まり次第、改めてご連絡を差し上げる予定です。

令和8年5月31日（日）までの期間は、移行措置として旧様式も引き続きお使いいただけます。この期間中に旧様式で申請があった場合は、新様式での申請とみなして市側で対応いたします。代行申請を行われる際は、申請時に配布するチラシを添えて、ご本人様やご家族への説明をお願いいたします。なお、6月1日以降は旧様式での受付ができなくなりますので、各事業所におかれましては、令和8年4月1日（水）以降ホームページに掲載する新様式への早期の切り替えをお願いします。

問い合わせ先：長野市介護保険課認定担当
TEL：026-224-7891

令和8年4月開催 介護予防教室・介護者教室について

令和8年4月の介護予防教室・介護者教室の開催予定はありません。

問い合わせ先：長野市中部地域包括支援センター
TEL：026-224-7174

長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金交付要綱の制定について

長野県介護支援課から、長野県介護分野の職員の賃上げ等支援事業補助金交付要綱の制定について周知依頼がありました。交付要綱【別紙3】を参照いただき、様式については、下記ホームページに掲載がありますのでご確認のほどよろしく願いいたします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/chinage20260105.html>

問い合わせ先：長野県健康福祉部 介護支援課 サービス係
TEL：026-235-7121

介護用等ポータブルトイレの処理袋の処理方法について

最近では、介護用等ポータブルトイレから発生した「排泄物入り処理袋」は、自動で熱圧着され、水を使わずに衛生的に処理ができます。

「排泄物入り処理袋」を可燃ごみとして排出する際は「使用ごとに凝固剤等による十分な排泄物の凝固」が必要です。凝固が不十分なまま排出すると、収集する際に袋が破裂し、内容物が集積所周辺に飛散するなど、強い臭気が拡散します。

周辺環境を守っていただくため、ポータブルトイレ使用者及びそのご家族に次の点をお伝えいただきますようご協力をお願いします。

- ・必ず「凝固剤等により排泄物が十分に凝固している」ことを確認してください。
- ・処理袋が破れないよう、丈夫な袋で二重に密封してから「可燃ごみ」の指定袋に入れて集積所へ排出してください。

問い合わせ先：生活環境課 ごみ収集・啓発担当

TEL：026-224-7635

在宅医療廃棄物の処理方法について

令和8年4月からプラスチック製品の分別が変わりますが、在宅医療で使用した「注射器」、「点滴バック」などのプラスチック製の在宅医療用品については、プラマークの表記があるものを含めて「可燃ごみ」で排出いただく必要があります。資源プラスチックとして排出はできません。

誤った排出方法は、収集作業従事者の「ケガ」や「感染症」などの原因にもなるため、適切な廃棄方法について、在宅医療を受けている方及びそのご家族にお伝えいただきますようご協力をお願いします。

詳細な情報について、以下のURL等をご覧ください。生活環境までお問い合わせください。

●介護用等ポータブルトイレの処理方法について

URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/n121500/contents/p006221.html>

●在宅医療廃棄物の処理方法について

URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/n121500/contents/p006211.html>

●令和8年4月から始まる資源プラスチックの分別について

URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/n121500/contents/p006206.html>

問い合わせ先：生活環境課 ごみ収集・啓発担当

TEL：026-224-7635




長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等について

長野県介護支援課から、「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金」について周知依頼がありました。今後、4月中旬を目途に申請の受付を開始する予定とのことです。

現時点の事業の概要について、【別紙4】のとおり御案内します。

問い合わせ先：長野県健康福祉部 介護支援課 計画係

TEL：026-235-7111



長野県福祉人材センターが実施する令和8年度研修のご案内について

長野県社会福祉協議会 福祉人材センター研修担当から、高齢福祉事業所をはじめとする福祉職員及び事業所等を対象とした令和8年度研修事業について周知依頼がありました。【別紙5】を参照いただき、各研修に関する申込及び詳細は、下記HPでご確認ください。

<https://www.career-net.jp/kensyu/>

問い合わせ先：長野県福祉人材センター

TEL：026-226-7330

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」(左欄)を利用してなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人</p> <p>*生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費(負担限度額)が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

<p>軽減方法</p>	<p>介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。</p>	<p>利用料の領収書及び明細書を添えて「<u>援護金請求書</u>」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。</p>
<p>軽減額(率)</p>	<p>対象サービスにおける利用料（1割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の1/4 *高齢福祉年金受給者は1/2 *日常生活費等実費負担分等を除く。 *生活保護受給者は、ユニット型個室の居住のみ全額軽減対象</p>	<p>1か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く</p>
<p>申請方法</p>	<p>下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 *申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。</p>	
<p>提出書類</p>	<p>①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名）（申請書の裏面にあります） ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て） ⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。</p>	

2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。）

<p>対象者</p>	<p>市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ①生活保護受給世帯の方 ②「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方</p>
<p>対象サービス</p>	<p>戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス</p>
<p>軽減率</p>	<p>利用者の自己負担が10%から9%になります。</p>

申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②の様式を掲載しています。

3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

対象者の要件	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10分の3以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
特別な事情	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
減免率	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
申請方法	市役所介護保険課（第二庁舎1階）へご相談ください。
提出書類	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871

【要介護・要支援認定者状況】（令和8年2月末日現在 地区別認定者数：21,280人）

地区名	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1地区	49	59	103	40	38	44	24	357
第2地区	102	110	201	88	83	113	57	754
第3地区	87	102	138	60	44	71	37	539
第4地区	30	29	51	22	25	30	14	201
第5地区	32	33	70	27	20	39	10	231
芹田地区	201	182	301	144	133	166	79	1,206
古牧地区	130	123	278	140	137	151	75	1,034
三輪地区	167	162	295	141	97	115	74	1,051
吉田地区	149	141	263	98	87	99	80	917
古里地区	115	87	188	94	68	99	46	697
柳原地区	76	39	98	56	39	42	25	375
浅川地区	51	74	116	68	49	72	40	470
大豆島地区	63	57	153	69	52	75	55	524
朝陽地区	96	105	213	96	83	112	65	770
若槻地区	180	183	339	130	125	180	102	1,239
長沼地区	22	15	34	16	15	19	14	135
安茂里地区	207	197	337	130	120	170	85	1,246
小田切地区	11	16	32	9	10	13	12	103
芋井地区	36	9	42	19	24	21	11	162
篠ノ井地区	393	315	595	241	216	340	186	2,286
松代地区	191	158	308	137	117	182	100	1,193
若穂地区	129	88	174	88	67	94	47	687
川中島地区	202	172	320	182	127	207	93	1,303
更北地区	277	213	430	194	159	214	143	1,630
七二会地区	17	24	42	24	6	18	9	140
信更地区	30	22	43	24	28	23	11	181
豊野地区	116	57	167	88	56	89	43	616
戸隠地区	37	13	65	32	37	56	24	264
鬼無里地区	22	12	52	18	15	12	14	145
大岡地区	39	5	26	12	10	12	3	107
信州新町地区	88	26	85	29	46	67	38	379
中条地区	42	7	64	11	26	26	6	182
市外	18	8	41	17	23	32	17	156
合計 (現存者)	3,405	2,843	5,664	2,544	2,182	3,003	1,639	21,280



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 1475】

「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ&A（第2版）」の送付について

【介護保険最新情報 Vol. 1476】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布について

【介護保険最新情報 Vol. 1477】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施の留意事項について」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1478】

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1479】

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について

【介護保険最新情報 Vol. 1480】

「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol. 1481】

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件について（通知）

【介護保険最新情報 Vol. 1482】

「令和8年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）へのご協力依頼について」

【介護保険最新情報 Vol. 1483】

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布について

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市